

川口市火災予防条例第23条の運用基準

平成27年6月15日

通達第12号

最終改正 令和3年3月30日

通達第7号

(趣旨)

第1条 この基準は、川口市火災予防条例（昭和37年条例第13号。以下「条例」という。）第23条第1項ただし書による承認に必要な基準及び同条第4項第1号に規定する火災予防上必要と認める措置について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定場所とは、川口市火災予防条例施行規程(昭和61年消防本部告示第1号。以下「規程」という。)第4条に規定する場所をいう。ただし、指定場所を本来の用途以外に一時的に使用する場合は、実際に使用する用途として規制する。
- (2) 裸火とは、炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用するものをいう。
- (3) 禁止行為とは、指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持ち込む行為(火災発生危険、延焼拡大危険が小さいと判断されるもので、必要最小限の範囲である場合を除く。)をいう。
- (4) 瞬間的な火炎とは、裸火のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間がおおむね1秒以内であるものをいう。
- (5) 解除単位とは、この基準を適用する場所の範囲をいう。
- (6) 大規模な百貨店等とは、百貨店、マーケット等で床面積の合計が3,000平方メートル以上のものをいう。
- (7) 防火区画とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は同令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸(常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。)で区画され、かつ、同条第15項及び第16項で定める措置が講じられているものをいう。

(8) 不燃区画とは、不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、はり及び屋根)又は防火戸(建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)で区画され、かつ、区画を貫通する風道には防火ダンパーが設けられているものをいう。

(9) 階段等とは、階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。

(10) 出入口とは、公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。

(喫煙等の行為が禁止されている場所における解除の基準)

第3条 当該場所が、消防法(昭和23年法律第186号)の規定及びその他の法令の規定で防火に関するものに適合しており、かつ、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合しているものであること。ただし、次の各号に定める基準によりがたい場合で、これらの基準と同等以上の安全対策が講じられているものと消防長が認めた場合にあつては、これらの基準によらないことができる。

(1) 規程第4条第1号ア、イ、ウ及び第2号アに掲げる場所にあつては、別表第1に定める基準

(2) 規程第4条第1号エ及び第2号イに掲げる場所にあつては、別表第2に定める基準

(3) 規程第4条第1号オに掲げる場所にあつては、別表第3に定める基準

(4) 規程第4条第1号カに掲げる場所にあつては、別表第4に定める基準

(5) 規程第4条第1号クに掲げる場所にあつては、別表第5に定める基準

(6) 規程第4条第1号ケに掲げる場所にあつては、別表第6に定める基準

(7) 規程第4条第1号コに掲げる場所にあつては、別表第7に定める基準

(8) 規程第4条第2号ウに掲げる場所にあつては、別表第8に定める基準

(9) 規程第4条第1号キに掲げる場所にあつては、喫煙及び裸火使用は認めないものとする。

(解除申請の承認)

第4条 禁止行為の解除承認申請は、次のとおりとする。

(1) 指定場所において、禁止行為の解除承認を受けようとする者は、禁止行為の解除承認申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添付し、当該禁止行為を行

う日の10日前までに消防長に申請しなければならない。

(2) 前号の申請の受付場所は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める場所とする。

ア 消防法第7条第1項に規定する同意を伴うもの 消防局予防課

イ 前ア以外のもの 禁止行為の解除承認を受けようとする防火対象物を管轄する消防署

(3) 第1号の申請があった場合は、正本及び副本各1部を受け付け、禁止行為解除承認申請処理簿（別記様式第2号）により処理した後、当該申請書の正本及び副本に受付印を押印するものとする。

(4) 消防長は、第1号の規定による申請があった場合において、当該申請に係る禁止行為がこの基準に適合するものであるときは承認するものとする。

(解除承認書)

第5条 消防長は、前条の規定により承認をした場合には、当該申請をした者に対し、申請書の副本を添付して禁止行為解除承認書（別記様式第3号）を交付するものとし、当該申請をした者は、これを保管するものとする。

(解除申請の不承認)

第6条 消防長は、第4条の申請に係る禁止行為がこの基準に適合しないものであるときは、不承認通知書（別記様式第4号）に申請書の副本を添付して申請者に通知するものとする。

(解除の取消し基準)

第7条 消防長は、次に掲げる場合、解除承認を取り消すものとする。

(1) 解除の基準を遵守しない場合

(2) 解除された行為を行っている場所から火災を発生させた場合

(条例第23条第4項第1号に規定する消防長が火災予防上必要と認める措置)

第8条 条例第23条第4項第1号に規定する消防長が火災予防上必要と認める措置は、次の各号に定める措置による。

(1) 防火対象物の入口で利用者が見やすい箇所に、全面的に喫煙を禁止する旨の標識の設置

(2) 定期的な館内巡視

(3) 喫煙を禁止する旨の定期的な館内一斉放送

(4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、火災予防上必要と認める措置

(全面的に喫煙を禁止する旨の標識)

第9条 前条第1号の全面的に喫煙を禁止する旨の標識は、次のとおりとする。

- (1) 標識の色は白地、文字を黒字とし、大きさは、幅25センチメートル以上、長さ50センチメートル以上とする。
- (2) 標識中には、「禁煙」の文言を含むものとし、使用形態に応じた内容とする。
なお、当該標識の記載例は次のとおりとする。
 - ア 「全館禁煙」
 - イ 「当百貨店は全館において禁煙です。」
 - ウ 「当百貨店では、全館禁煙です。喫煙所は設置していません。」
 - エ 「当映画館は、全館禁煙となります。喫煙所はありません。」
 - オ 「当〇〇映画館は、全館禁煙となります。」
 - カ 「当劇場では、全面禁煙となっています。」
- (3) 標識は、条例第23条第2項に規定する標識とは別に設置すること。

附 則 (平成27年6月15日通達第12号)

(適用期日)

- 1 この基準は、平成27年6月15日から適用するものとする。
(火災予防条例第23条の運用基準の廃止)
- 2 火災予防条例第23条の運用基準(昭和61年3月7日通達第1号)は、廃止する。

附 則 (平成28年3月28日通達第18号)

(適用期日)

この基準は、平成28年4月1日から適用するものとする。

附 則 (令和3年3月30日通達第7号)

(適用期日)

この基準は、令和3年4月1日から適用するものとする。

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日				
(あて先) 川口市消防長 <div style="text-align: center;"> 申請者 住所 氏名 (法人の場合は、法人名、代表者の職、氏名) </div> <p style="text-align: center;">川口市火災予防条例第23条第1項の規定により指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので次のとおり申請します。</p>				
防火対象物	所在地		電話	
	名称		用途	
	代表者			
解除を受けようとする行為	申請種別	新規・更新・変更		
	種類	喫煙・裸火使用・危険物品持込み		
	場所			
	期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	理由			
	内容			
担 当 者 責 任 者	住所			
	職業			
	氏名	(電話)		
火災予防上の措置				
※ 受付欄		※ 経過欄		

- 備考
- 1 防火対象物を管轄する消防署に申請すること。
 - 2 使用場所の見取図を添付すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 2部提出すること。

禁止行為解除承認申請処理簿

受 付		防 火 対 象 物		申 請 者	解 除 行 為
番 号	月 日	所 在 地 名 称	用 途	住 所 氏 名	
	/	川口市	() 項		<input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 裸 火 使 用 <input type="checkbox"/> 危 険 物 品 持 込 み
	/	川口市	() 項		<input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 裸 火 使 用 <input type="checkbox"/> 危 険 物 品 持 込 み
	/	川口市	() 項		<input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 裸 火 使 用 <input type="checkbox"/> 危 険 物 品 持 込 み
	/	川口市	() 項		<input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 裸 火 使 用 <input type="checkbox"/> 危 険 物 品 持 込 み
	/	川口市	() 項		<input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 裸 火 使 用 <input type="checkbox"/> 危 険 物 品 持 込 み
	/	川口市	() 項		<input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 裸 火 使 用 <input type="checkbox"/> 危 険 物 品 持 込 み
	/	川口市	() 項		<input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 裸 火 使 用 <input type="checkbox"/> 危 険 物 品 持 込 み
	/	川口市	() 項		<input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 裸 火 使 用 <input type="checkbox"/> 危 険 物 品 持 込 み
	/	川口市	() 項		<input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 裸 火 使 用 <input type="checkbox"/> 危 険 物 品 持 込 み
	/	川口市	() 項		<input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 裸 火 使 用 <input type="checkbox"/> 危 険 物 品 持 込 み

禁止行為解除承認書

指定場所名称

氏名

年 月 日付け第 号で申請のあった の

□喫煙、□裸火使用、□危険物品持込みについては、川口市火災予防条例第23条第1項ただし書きの規定により、次の条件を付けて承認します。

年 月 日

川口市消防長



- 1 期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 申請した内容以外の禁止行為は行わないこと。
- 3 火気の手扱いは、十分注意し、消火器具を設けること。
- 4 禁止行為の内容に変更等が生じた場合には、再申請すること。

不承認通知書

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で申請のあった禁止行為の解除
については、下記の理由により承認しません。

年 月 日

川口市消防長



記

教 示

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別表第1（規程第4条第1号ア、イ、ウ及び第2号ア関係）

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場																																								
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準																																						
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																																						
	裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合には、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場合には、火炎の幅及び長さに応じ、表1に規定する距離以上の距離 表1 (単位：cm) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火炎の長さ</th> <th>20以内</th> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <th>20を超え40以内</th> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器 (3) 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料又は固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合には、次のいずれにも該当すること。 ア 演技上必要なものに限ること。 イ 危険物(消防法第2条第7号に規定する危険物をいう。以下同じ。)は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じ、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。 表2 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">火炎の長さ</th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8m未満</th> <th>8m以上10m未満</th> <th>10m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> オ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。 カ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。 ウ 煙火は、固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く。) エ 煙火は、飛しょうするものでないこと。 オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 カ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。 (ア) 実験により特性を確認したものであること。 (イ) 煙火は、固定して消費すること。 (ウ) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 (エ) 火花の飛散範囲は、煙火の周囲2m以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の			火炎の幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	20以内	100				150		20を超え40以内	100	150	200	250	300	350	火炎の長さ	舞台部の空間の高さ			8m未満	8m以上10m未満	10m以上	20cm	30cm
		火炎の幅																																						
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																	
火炎の長さ	20以内	100				150																																		
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																																	
火炎の長さ	舞台部の空間の高さ																																							
	8m未満	8m以上10m未満	10m以上																																					
20cm	30cm	40cm																																						

火花の高さは、舞台部の空間の高さに応じ、表3に規定する高さ以内であること。

表3

	舞台部の空間の高さ		
	8m未満	8m以上10m未満	10m以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2m	2.5m	3m

裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）

- (オ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。
- (カ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
- (キ) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。
- (ク) 火花の飛散範囲から6m以内に観客がないこと。
- (ケ) 消費中の煙火を移動しないこと。
- (コ) 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
- (サ) 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
- (シ) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。

キ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。

(5) その他の裸火

ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。

イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じ、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。

ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。

7 直接屋外に開放された場所における使用については、特性及び性能が確認できるものであり、かつ、演技上必要最小限の範囲であること。

なお、噴き出す火花の高さが6m以上となる煙火を消費する場合は、当該場所から客席までの距離が、火花の飛散範囲に6mを加えた距離又は火花の高さと同等の距離のいずれか長い方の距離以上であること。

舞台

裸火使用（瞬間的な火炎による裸火）

- 1 演技上必要なものに限ること。
- 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- 5 消火器具を設けること。
- 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。
 - (1) 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。
 - ア 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。
 - イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具に限ること。
 - ウ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。
 - エ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。
 - オ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。
 - カ 気体燃料の放射は、垂直とすること。
 - キ 舞台床面に固定して使用すること。
 - ク 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。
 - ケ 可燃物までの範囲は、次によること。
 - (ア) 火炎の危険範囲(火炎の頂部から上方4m、最大となる火炎の幅から側方0.25m、機器の高さで囲まれる範囲をいう。以下同じ。)内には、可燃物を置かないこと。
 - (イ) 火炎の危険範囲から上方1m、側方1m、下方0.2mで囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと(JIS(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。)A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じた場合を除く。)
 - コ 火炎の危険範囲内及びその範囲から上方1m及び周囲1m以内には、演技者等がないこと。
 - サ 火炎の危険範囲から周囲6m以内には、観客がないこと。

	(瞬間的な裸火使用による裸火)	<p>(2) 液体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。</p> <p>ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。</p> <p>イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。</p> <p>ウ (1)ア、ウ及びオからサまでの規定を準用すること。この場合において、(1)中「気体燃料」とあるのは、「液体燃料」と読み替えるものとする。</p> <p>エ 火炎の危険範囲内及びその範囲から周囲1m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。</p> <p>オ エの床面に可燃物がある場合には、JISA1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じること。</p>
舞台	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p> <p>(4) 火薬類(打上煙火を除く。) 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。</p> <p>ア 0.1g以下のものは、50個</p> <p>イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個(舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さが8m以上の劇場については、5gを超える火薬類を使用しない場合には、20個とすることができる。)</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、舞台の部裸火使用(瞬間的な火炎以外の裸火)の項7によること。</p>
客席	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	舞台の部裸火使用(瞬間的な火炎以外の裸火)の項によること。 ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
	危険物品持込み	舞台の部危険物品持込みの項によること。
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p>

別表第2（規程第4条第1号エ及び第2号イ関係）

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店及びバー（バーについては、公衆の出入りする部分の部のみ該当）

指定場所	禁止行為の種類	解除の基準																																							
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																																							
	裸火使用	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合には、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場合には、火炎の幅及び長さに応じ、表1に規定する距離以上の距離 <div style="text-align: center;"> 表1 (単位：cm) </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火炎の長さ</th> <th>20以内</th> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <th>20を超え40以内</th> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器 (3) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。 イ 煙火は、固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く。) ウ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 (4) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じ、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。 <div style="text-align: center;"> 表2 </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8m未満</th> <th>8m以上10m未満</th> <th>10m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。			火炎の幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	20以内	100				150		20を超え40以内	100	150	200	250	300	350		舞台部の空間の高さ			8m未満	8m以上10m未満	10m以上	火炎の長さ	20cm	30cm
		火炎の幅																																							
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																		
火炎の長さ	20以内	100				150																																			
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																																		
	舞台部の空間の高さ																																								
	8m未満	8m以上10m未満	10m以上																																						
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																						

舞 台	危 険 物 品 持 込 み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p> <p>(4) 火薬類(打上煙火を除く。) 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、30個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個</p>
公 衆 の 出 入 り す る 部 分	危 険 物 品 持 込 み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p>

別表第3（規程第4条第1号才関係）

百貨店又は物品販売業を営む店舗			
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準	
		大規模な百貨店等	大規模な百貨店等以外
売場	喫煙	認めないものとする。	
	裸火使用	<p>1 電気を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) 使用する場所は、食料品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 消火器具を設けること。</p> <p>(6) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(7) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>2 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) 売場の部裸火使用の項1に定める要件に加え、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(2)に規定する使用する場所ごとに、175kW以下であること。ただし、防火区画されていない場所で、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備（日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。）を使用する場合の総消費量は、同一解除単位内に存する通常公衆の出入りする部分を合算し、175kW以下とすること。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>イ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常公衆の出入りする部分を合算し、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>	<p>2 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) 売場の部裸火使用の項1に定める要件に加え、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分で使用する消費量と合算し、175kW以下であること。</p> <p>ただし、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(2)に規定する使用する場所の要件を満たしている場合は、総消費量を、使用する場所ごとに175kW以下とすることができる。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>イ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合、使用量は、同一解除単位内に存する通常公衆の出入りする部分と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>

<p style="text-align: center;">裸火使用</p> <p style="text-align: center;">売場</p>	<p>(2) 使用する場所は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみ使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。</p> <p>イ 各階ごとに1箇所であること(使用する場所が連続的に複数ある場合は、その1団を1箇所とみなすことができる。)。ただし、次に定める設備等が設けられている場合には、各階ごとに複数箇所を使用する場所とすることができる。</p> <p>(ア) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝走を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。</p> <p>(イ) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置(消火装置又は燃料供給停止装置)が設置されていること。</p> <p>ウ 防火区画の面積は、150m²以下であること。</p> <p>エ スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。</p>	<p>(2) 使用する場所は、不燃区画(壁は特定不燃材料とする。)されていること。</p> <p>ただし、最大消費熱量12kW以下の簡易湯沸設備(日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。)のみを使用する場合を除く。</p>
	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m(危険物のうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m)、その他の危険物品については3m以上とすること(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること(特定不燃材料で造ったついで等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する通常公衆の出入りする部分と合算して、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p> <p>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類を使用した煮沸行為(揚げ物をする行為を含む。)を行う場所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(2)及び大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合の欄2(2)に定める使用する場所によること。</p> <p>(2) 大規模な百貨店等で、気体・固体を熱源とする火気使用設備器具の使用場所を複数箇所設けることを認められている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇した時に自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。</p>	

	喫煙	認めないものとする。	
	裸火使用	<p>1 可燃物から安全な距離が確保できること。</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器具を設けること。</p> <p>5 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること(特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること(特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>7 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 消費量は1個につき58kW以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、175kW以下とすること。ただし、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の欄2(2)に規定する使用する場所に該当する場所を除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。)</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具の使用量は、同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>	
通常公衆の出入りする部分(催事の場等)	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m(危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m)、その他の危険物品については3m以上とすること(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること(特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p>	
通常公衆の出入りする部分(兼営事業部分)	喫煙	認めないものとする。	
	裸火使用	<p>1 通常公衆の出入りする部分(催事場等)の部、裸火使用の項1から6までによること。</p> <p>2 解除される範囲は、電気を熱源とする火気使用設備器具に限ること。</p>	通常公衆の出入りする部分(催事場等)の部、裸火使用の項によること。
	危険物品持込み	通常公衆の出入りする部分(催事場等)の部、危険物品持込みの項によること。 ただし、煮沸行為(揚げ物をする行為を含む。)を伴わない危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の持込みに限ること。	通常公衆の出入りする部分(催事場等)の部、危険物品持込みの項によること。

(通常公衆の出入りする部分に開放された部分) (直接外気に開放された部分)	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	通常公衆の出入りする部分(催事場等)の部裸火使用の項1から6までによること。
	危険物品持込み	通常公衆の出入りする部分(催事場等)の部危険物品持込みの項1から5までによること。

別表第4（規程第4条第1号カ関係）

映画スタジオ又は及びテレビスタジオ																																									
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準																																							
撮影用セットを設ける部分	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																																							
	（瞬間的な火炎以外の裸火）	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合には、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場合には、火炎の幅及び長さに応じ、表1に規定する距離以上の距離 表1 (単位：cm) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火炎の長さ</th> <th>20以内</th> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <th>20を超え40以内</th> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。 ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。) ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器を使用すること。ただし、大空間を有するスタジオでは、この限りでない。 (3) 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料又は固体燃料を熱源とするその他の機器は、次のいずれにも該当すること。 ア 演技上必要なものに限ること。 イ 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないように措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じ、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。 表2 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">スタジオの空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8m未満</th> <th>8m以上10m未満</th> <th>10m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> オ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。 カ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 イ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じ、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。 ウ 煙火は、固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く。) エ 煙火は、飛しょうするものでないこと。 オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。			火炎の幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	20以内	100				150		20を超え40以内	100	150	200	250	300	350		スタジオの空間の高さ			8m未満	8m以上10m未満	10m以上	火炎の長さ	20cm	30cm
		火炎の幅																																							
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																		
火炎の長さ	20以内	100				150																																			
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																																		
	スタジオの空間の高さ																																								
	8m未満	8m以上10m未満	10m以上																																						
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																						

- カ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。
- (ア) 実験により特性を確認したものであること。
- (イ) 煙火は、固定して消費すること。
- (ウ) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
- (エ) 火花の飛散範囲は、煙火の周囲2m以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、スタジオの空間の高さに応じ、表3(大空間を有するスタジオの場合は表4)に規定する高さ以内であること。

表3

	スタジオの空間の高さ		
	8m未満	8m以上10m未満	10m以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2m	2.5m	3m

表4

	大空間を有するスタジオの空間の高さ	
	8m以上10m未満	10m以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	4m	5m

- (オ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。
- (カ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
- (キ) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。
- (ク) 火花の飛散範囲から6m以内に観客がないこと。
- (ケ) 消費中の煙火を移動しないこと。
- (コ) 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
- (サ) 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
- (シ) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- キ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以内とすること。
- (5) その他の裸火
 - ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。
 - イ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。
 - ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。

- 1 演技上必要なものに限ること。
- 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- 5 消火器具を設けること。
- 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。
- (1) 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。
 - ア 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。
 - イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具に限ること。
 - ウ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。
 - エ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。
 - オ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。
 - カ 気体燃料の放射は、垂直とすること。
 - キ スタジオ床面に固定して使用すること。
 - ク 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。
 - ケ 可燃物までの範囲は、次によること。
 - (ア) 火炎の危険範囲内には、可燃物を置かないこと。
 - (イ) 火炎の危険範囲から上方1m、側方1m、下方0.2mで囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと(JISA1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じた場合を除く。)

<p>撮影用セットを設ける部分</p>	<p>(瞬間的な火炎による裸火使用)</p>	<p>コ 火炎の危険範囲内及びその範囲から上方1m及び周囲1m以内には、演技者等がないこと。 サ 火炎の危険範囲から周囲6m以内には、観客がないこと。 (2) 液体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。 ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 ウ (1)ア、ウ及びオからサまでの規定を準用すること。この場合において、(1)中「気体燃料」とあるのは「液体燃料」と読み替えるものとする。 エ 火炎の危険範囲内及びその範囲から周囲1m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。 オ エの床面に可燃物がある場合には、JISA1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じること。</p>
<p>撮影用セットを設ける部分</p>	<p>危険物品持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)。ただし、大空間を有するスタジオにおいて、高圧ガス保安法の適用を受ける容器(容量2kg以下)を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 イ 容器の転倒防止措置が図られていること。 ウ 容器は、連結して使用しないこと。 (4) 火薬類(打上煙火を除く。) 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、50個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個(大空間を有するスタジオに限り、5gを超える火薬類を使用しない場合には、20個とすることができる。)</p>

備考 大空間を有するスタジオとは、次に掲げる3つの要件を全て満たしているスタジオをいう。

- 1 空間の高さが8m以上であること。
- 2 撮影スタッフ等の関係者以外の者(エキストラ、公開録画による観客等を含む。)の出入りが無いこと。
- 3 大道具等のセットが設けられていないこと。

別表第5（規程第4条第1号ク関係）

屋内展示場																								
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準																						
公衆の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。																						
	裸火使用	<p>1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。</p> <p>(1) 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合には、当該距離以上の距離</p> <p>(2) (1)以外の場合には、火炎の幅及び長さに応じ、表1に定める距離以上の距離</p> <p style="text-align: center;">表1 (単位：cm)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火 炎 の 幅</th> </tr> <tr> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火炎の長さ</th> <th>10以内</th> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</p> <p>5 消火器具を設けること。</p> <p>6 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること(特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること(特定不燃材料で造ったつい立等で、防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>8 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。</p> <p>イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。)</p> <p>(3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。</p> <p>(5) 火炎を有するものは、火炎の長さが10cm以内であること。</p> <p>(6) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 使用場所は、舞台であること。</p> <p>イ 音又は煙を出すための煙火に限ること。</p> <p>ウ 煙火は、固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く。)</p> <p>エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>			火 炎 の 幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	10以内	100				150	
					火 炎 の 幅																			
40以内			50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																	
火炎の長さ	10以内	100				150																		
	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m(危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m)、その他の危険物品については3m以上とすること(耐火構造の壁で、防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること(特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。</p>																						

<p>公衆の出入りする部分</p>	<p>危険物品持込み</p>	<p>(3) 可燃性ガス容器(液化ガスに限る。) ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)。ただし、高圧ガス保安法の適用を受ける容器(容量2kg以下)を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 イ 容器の転倒防止措置が図られていること。 ウ 容器は、連結して使用しないこと。</p> <p>(4) 火薬類(打上煙火を除く。) 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、30個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個</p>
-------------------	----------------	---

別表第6（規程第4条第1号ケ関係）

地下街		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器具を設けること。</p> <p>5 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で、防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>7 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下とすること。</p> <p>イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。</p> <p>ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>
	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m）、その他の危険物品については3m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が1kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量1kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p>

別表第7（規程第4条第1号ニ関係）

重要文化財等		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
建造物の内部及び周囲	喫煙	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係者等による監視体制が講じられていること。 2 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近ではないこと。 3 喫煙設備を設けること。 4 消火器具を設けること。 5 整理、清掃等の措置が講じられていること。
	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 消火器具を設けること。 5 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。
	危険物品持込み	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係者等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 4 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の50分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。

別表第8（規程第4条第2号ウ関係）

車両の停車場		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。